

大田原市告示第84号

令和6年2月6日付け大田原市告示第11号により告示した大田原農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第2項の規定により、大田原市内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに大田原市に意見書を提出することができる。

また、同法第13条第4項の規定により準用する同法11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に大田原市にこれを申し出ることができる。

令和6年3月29日

大田原市長 相馬 憲一

1 縦覧期間

自 令和6年3月29日 金曜日
至 令和6年4月29日 月曜日

2 縦覧場所

大田原市産業振興部農政課	大田原市本町1丁目4番1号 (大田原市役所本庁舎4階)
大田原市湯津上支所総合窓口課	大田原市湯津上5番地1081
大田原市黒羽支所総合窓口課	大田原市黒羽田町848番地

3 縦覧時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

4 その他

(1) 意見書の提出方法等

意見書の提出は氏名・住所・日付及び意見を簡潔に記載し、書面にて市農政課に縦覧期間満了の日までに提出する。

※意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。

(2) 異議の申出方法等

a 異議申出の方式

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人がして行うこと。この場合、異議申出人が法人等であるときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者等の氏名及び住所を記載すること。（その資格を証明する書面を添付することも必要。）

- ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- イ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ウ 異議申出人が農用地利用計画案に係る農用地区域内の土地について有する
　　その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人
　　以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及
　　び住所
- エ 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- オ 異議申出の趣旨及び理由
- カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- キ 異議申出の年月日

b 異議申出の期間

異議の申出は、農用地利用計画の案の縦覧期間満了の日の翌日から起算して
15日以内にしなければならないが、天災その他やむを得ない事由があるときは、
その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に行うこと。

c 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を命じること。